

会 議 記 録

会議名称	令和6年度第3回 杉並区公契約審議会	
日 時	令和6年11月29日（金）午前9時59分～午前10時31分	
場 所	東棟4階 庁議室	
出席者	委員	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍聴者	7名	
配布資料	資料1 令和7年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額について（答申）（案） ・令和6年度第3回杉並区公契約審議会 参考資料	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 報告 人事委員会勧告の妥結内容について 3 議事 令和7年度の労働報酬下限額について 4 閉会 	

(開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、配布資料確認あり)

島田会長 それでは、ただいまから第3回公契約審議会を開会いたします。委員の皆様には、議事進行にご協力を頂きますようお願い申し上げます。初めに、本会議は全員が出席しておりますので、条例に規定する定足数に達していることをご報告いたします。

さて、本日は、答申案につきまして、工事又は製造の請負契約の熟練労働者、一人親方と見習い・手元等の労働者の労働報酬下限額、そして、業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額を決定してまいりたいと存じます。

まずは、事務局からご報告をお願いいたします。

福本経理課長 はい。それでは、私のほうから、労働報酬下限額のご審議に当たり、参考としていただく情報を提供させていただきます。

初めに、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額について、特別区の審議状況をご報告いたします。

杉並区を除く12区全てにおきまして、現時点では公表されていない状況でございます。既に答申が示された区もあるようでございますが、それらの区もまだ正式に決定はしていないということがございますので、まだ公表できないというふうに伺っているところでございます。

次に、業務委託及び指定管理協定に適用する労働報酬下限額のご審議に係る人事委員会勧告の妥結内容及び特別区における労働報酬下限額の審議状況についてご報告をいたします。

人事委員会勧告につきましては、労使交渉を経て先週妥結をいたしまして、初任給、若年層の給料月額並びにボーナスを勧告どおり引き上げることといたしました。

この参考資料の3ページ目、2の会計年度任用職員（短時間・業務職）の1時間当たり換算額、こちらをご覧ください。

答申案の会計年度任用職員（短時間・用務）の1級30号給の改定状況につきましては、月額19万円に改定され、改定率は13.7%となりました。その結果、給料月額を1時間当たりに換算した場合、1,400円となりました。前回第2回の審議会でお示ししました推計値であります1,380円から

1,417円の間にとまった形でございます。

次に、3番の特別区における労働報酬下限額の審議状況についてでございますが、杉並区の下限額は暫定的に金額を記入させていただいております。また、他の自治体については、先ほどの工事と同様に、いずれの区においても公表はされておられません。私からは以上でございます。

島田会長

はい。ありがとうございます。それでは、今のご報告について、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(なし)

島田会長

それでは、次第3の議事に入りたいと思います。令和7年度の労働報酬下限額についての審議でございますが、前回の審議内容を踏まえた答申案を資料としてお配りしております。これをベースに審議を行い、区に答申する労働報酬下限額を決定したいというふうに思います。

最初に、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額ということになりますが、これにつきましては、前回の審議の結果どおり、各職種の公共工事設計労務単価の9割、また、見習い・手元等についても、同じく軽作業員の公共工事設計労務単価の7割に決定しておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

島田会長

ありがとうございます。それでは、この内容で決定をさせていただきたいと存じます。

次でございますが、業務委託契約、それから、3の指定管理協定に係る労働報酬下限額につきましては、前回第2回の審議会におきまして、区の会計年度任用職員（短時間・用務）の1年目、1級30号を参考として、労使交渉の経緯とその数字を基準に考えるという結論になったかと存じます。先ほど事務局より、労使交渉の結果1,400円に決定したという、金額の報告がございました。前回の審議を踏まえて、改めて皆さんのご意見を伺った上で決定したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

1,400円という形で決定したいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

島田会長

はい。ありがとうございました。それでは、令和7年度の業務委託指定管理協定の下限額は、会計年度任用職員の短時間・用務職の1級30号給を参照にして、1時間あたり1,400円といたしたいと存じます。

答申のお配りした内容を見ていただければお分かりかというふうに思いますが、これで答申の内容は全て決定をいたしました。事務局のほうで数字を書き入れたものをお持ちいただいて、私のほうで読み上げたいというふうに思います。

皆様には確認を頂いた上で配るということで、答申について読ませていただきます。

1. 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額。

(1) 熟練労働者・一人親方。令和7年の東京都における48職種ごとの公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

他の職種の上昇率を平均して「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の3職種については、過去に東京都が示した参考値に対し、他の48職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出した額を単価とし、その単価に同じく90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）。これにつきましては、令和7年の東京都における軽作業員の公共工事設計労務単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額。

杉並区職員給料表の会計年度任用職員（短時間・用務）を参考に、1時間あたりの単価を1,400円とするのが妥当である。

3. 指定管理協定に係る労働報酬下限額。

「2. 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下

限額」と同額とするのが妥当である。

以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。それでは、確定版を作成してお配りを頂きます。

(事務局が答申の確定版作成に着手)

島田会長 この間に、4の報告をしていただいてもよろしいですか。

福本経理課長 はい、かしこまりました。

それでは、私のほうから、報告させていただきます。参考資料4ページ目をご覧ください。4の公契約条例の周知についてご説明をいたします。

今年度につきましては、昨年度に引き続き、周知ポスター及び周知カードの作成を行ったほか、公契約条例に関するアンケートを実施いたしました。その結果、第1回の審議会でもご報告をいたしましたが、いまだに条例の周知には課題があるということが判明をいたしました。

このため、来年度は、区ホームページを事業者や労働者の皆様によりわかりやすい内容に刷新していくとともに、ポスター等の周知媒体も例年より早い4月ないし5月頃に区のホームページに掲載し、対象事業者へ配布を行うなど、今後も事業者の皆様のご協力を頂きながら周知強化を図っていきたいと考えております。私からは以上でございます。

(事務局より答申の確定版配付)

島田会長 ありがとうございます。

今、答申が配られましたのでご確認を頂きたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

水島委員 はい、確認しました。

(了承)

島田会長 それでは、ここで、この答申を区のほうにお渡しさせていただきます。

(島田会長から山田総務部長に答申書手交)

島田会長 よろしく願いいたします。

山田総務部長 はい。お受けいたします。ありがとうございます。

島田会長 ありがとうございました。

先ほど、空き時間を利用いたしまして、公契約条例の周知についてご

報告を頂きました。今年度はアンケート調査もやっていただきまして、その結果、まだまだ、この周知については区のほうでご努力を頂けなければならないというようなご議論があったかと思いますが、この場で、特に来年度の周知事業に向けて、皆様からご意見を頂戴できれば大変ありがたいと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

高取委員

では、高取からお話しさせていただきます。

まず、今回、委託が答申の段階で1,400円ということで決まってくるというところですが、そうしますと、公共工事設計労務単価が毎年2月に公表されていて、3月から上がっています。その中でこの過去5年間の平均を見て上げたとすると、軽作業員の1時間当たり70%ですと、1,593円になります、平均が3.46%です。そうすると、本当に委託や指定管理の事務の方と200円も差がないようなことになってまいりますので、ずっと申し上げていることですが、次年度は金額をどうしていくのか、実態に即した方向に話ができればというところです。

それから、一つ、実効性の担保というところも、もう少し厳密に確認できたらなというところで引き続きのアンケートのお願いと。

あとは、ポスターとかいろんなチラシを見た方が区に相談できるような、QRコードですとかそういったものをつけていただくと、非常に皆さんにはやりやすいのかなというところですね。アンケートも、本当に答えやすい形のアンケート、ウェブで簡単に答えられるような、スマホで簡単に答えられるようなアンケートを作っていたらなと思っております。次年度に向けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

島田会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでございませうか。この後、今の高取委員のご発言の前半部分の、今後につきましては、前回に引き続いて、来年度に向けて議論はしたいというふうに思ひますが、差し当たり、この周知活動に関わってはいかがでございませうか。

(なし)

島田会長

特段ご意見もないようでございませうので、今、高取委員がおっしゃったように、アクセスしやすいアンケートの内容、あるいはアンケートに

参加された方との相互の交通が可能なような方法というのを、周知活動の中でもぜひお考えいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

福本経理課長

はい。ご意見、ありがとうございます。ポスターにつきましては、また来年度も引き続き周知カードと合わせて作成をさせていただきたいと思っております。委員のご意見については受け止めさせていただいて、今後どのようにしていくかについては考えさせていただきます。

また、アンケートにつきましては、今年度実施をさせていただいたというところで、来年度、まずは、先ほど申しあげましたホームページの刷新ですとか、そういった新たな取組をこれからこちらとしても行っていきたいと考えているところでございます。その辺りの状況を見ながら、改めてアンケートについては、実施はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

島田会長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、今後の取組と来年度以降どうするか。高取委員からもご発言のあった、手元・見習い等をどうするのかという問題。それからもう一つは、長期継続契約といいますか複数年契約の場合の問題というのが来年度に向けて課題というふうにはなっているかと思いますが、最後までございますので、改めまして委員の皆様方からご発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

前回——高取委員につきましては先ほどご発言を頂戴したということと、前回で幾つかご議論も頂戴をしましたので、一応は尽きていると考えてよろしゅうございませうでしょうか。

水島委員

よろしいでしょうか。

島田会長

どうぞ。

水島委員

高取委員のほうからもお話ありました軽作業員の70%のところに関してなんですが、今、数字の話もございまして、1,600円台後半ということで、委託の方と200円の差になりますが、それを、しかないと捉えるのか、200円の差があるというふうにするのかというところのご意見もあろうかと思うんですけども。

建設業でいいますと、いわゆる見習い・手元というのは、その日に非常に物を運ぶ作業が多いとか、何かたくさん物を持っていかなきゃいけないとか、何か作業内容から見て、その日、手伝いが欲しいとか、そういうときに依頼することが多いかなというふうに思っています。もちろん、将来、職人さんになっていく方もいらっしゃる、その2種類の方が働かれると思うんですけども、今回言われている熟練労働者とか一人親方の中には、請負で仕事をして、ご自身でそういう手元の方を手配するとかということが十分想定されると思います。その熟練労働者・一人親方の方の得る所得を、当然この公契約条例の中で労働報酬下限額を定めて守っていくということは当然なんですけれども、彼らもまた1人の、請負の中で何か手伝いを連れてきたりとかそういうことが間々あるのが私は建設業の状態だと思っています。そういう意味では、あまり公契約の場だけ、そういった手元とか手伝いの方の給料がぼこっと上がってしまうと、かえって一人親方とかの皆さんの負担になってしまわないかなというふうに思うんですが、その辺りは労働組合の高取委員のほうはどうお考えになりますか。

高取委員

はい。ありがとうございます。今、水島さんおっしゃっていただいた、スポットで人に来てもらって、人力で物を運んでいただいと、それ、実は国交省が決めているのは普通作業員なんです。普通作業員という方が、人力による資材等の積み込み、運搬、「人力による」とつくると、それは普通作業員のカテゴリーになるんですね。なので、せめて普通作業員の、というところをずっと申し上げております。

水島委員

はい。その話をすると、前回の審議会と全く一緒に、普通作業員の7割だと、今の、いわゆるちまたで人を募集している単価からはかけ離れすぎませんかという話は前回もしたと思うんですね。

これでも、1万7,600円の7割で1万2,300円。これは下限ですよ。そして、これの時給換算額が1,600円以上あるということで、逆に委託の1,400円の人よりも200円を上回っているレベルにもあると思うんですよ。つまり、あくまで下限の議論をしているのであって、当然その作業内容によっては、もっと高く出さないと人が来てくれないとかというレ

ベルはあると思うんですけども、あんまり突出した数字で議論すると、なかなか妥当なラインというのは定められないんじゃないかなというのが私の思いであります。

事業者側も、この人手不足の社会でございますので、やはり人がしっかり集まっていただく事業場をつくっていくという思いに関しては我々も変わりません。そういう意味で人が集まりやすく、それぞれの妥当な報酬が得られる環境というのをつくっていくのが僕はこの審議会の役目だと思っているので、杉並区の見習い・手元だけぽーんと、突出するというのは、かえって何かいびつになってしまうんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

島田会長

よろしゅうございますか。

前回は引き取らせていただいたんですが、どこを基準にするかというのは、公契約審議会始まって以来、高取委員からもずっとご議論をされてきたところですし、全体の報酬額を上げる方向というのも出ている中で、ただ、何の根拠もなくやるわけには参りませんので、今、高取委員あるいは水島委員から出た点を十分に踏まえて、ぜひ、事務局のほうで少し、大変な宿題にはなって申し訳ないんですが、ご検討いただくということでお願いをしたいということで引き取らせていただければというふうに思っております。

もう一点の長期継続契約についてはいかがですか。見解、特にはございませんか。

砂川委員

長期継続契約というのは、ほぼ委託のほうが多いんじゃないかと思っております。ポスターの周知において、長期継続契約は、契約締結した年度の労働報酬下限額を適用するので、昨年度や一昨年度に契約した案件では、今回決まった1,400円というポスターは事業所へ貼れません。そこら辺がちょっと矛盾があるのかなという気がしております。現状はそういう形ですね。だから、事務局のほうが一生涯懸命周知してくださいといっても、事業者的には、このポスターは、今やっている長期継続契約の中では貼れませんよという道理になっちゃうので、そこら辺を少し考えていただきたいかなと思っております。以上です。

島田会長 ありがとうございます。区の財政は予算主義なので、どうしても契約時点で幾ら必要かという額をその複数年にわたって出さなきゃならないという、そういう処理もある一方、確かに、今、砂川委員おっしゃったように、複数年契約で安定的にと言ったんだけど、この間の上昇を見ると、いささか、そこには無理があるのかなという感じも、私もしているところでございます。

ずっと、金子委員もそういうご意見だったと思うんですが、この点につきまして何か事務局のほう、いかがでございますでしょうか。

福本経理課長 はい。ご意見ありがとうございます。今の砂川委員のご発言、大変重くこちらとしても受け止めているところでございます。周知の強化ということはこの数年しっかりお伝えしていく中で、そういったご事情というか、そういう制度上の矛盾が、事業者様のほうには、ご苦勞をおかけしてしまっているところにつきましては非常に重く受け止めておりますので、この長期継続契約の件につきましては、検討させていただいているというふうに前回もお答えをさせていただきましたけれども、現在、まさに財政当局とも検討を重ねているところでございますので、また改めてご報告させていただきます。

島田会長 ぜひ、よろしく願いをいたしました。

本日は皆様の議論を踏まえて、ご協力を頂きまして、令和7年度における労働報酬下限額の答申内容を決定することができました。したがいまして、一応議事は終わりとなりますので、閉会に当たりまして、事務局の山田総務部長からご挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山田総務部長 はい。皆様、ご議論いただきまして、また下限額につきましてもご決定いただきまして、答申も頂戴いたしました。誠にありがとうございます。お疲れさまでございました。

この公契約審議会、昨年までは、12月のかなり年末押し迫ったところで最終の答申を頂くというようなことでスケジュールを組ませていただきましたが、今年は1か月ほど早いスケジュール感でご議論をいただきました。本日、答申を頂きましたので、来年度に向けた区の予算編成作

業をより円滑に行うことができるものというふうに受け止めておりました、しっかり、頂いた額を来年度の予算に反映させていくということに、これから我々は準備に入っております。

実際の下限額の告示自体は、公共工事設計労務単価などの確定を待って、来年の3月ということになります。それまで公の形での告示ということにはなりませんけれども、ホームページ等ではこの議事録などを公開していくということになりますので、皆様方のご議論が滞りなく進められたということで、私としても、来年度に向けて進めていけるかなというふうに思っています。

改めて公契約条例の中身を私も確認をいたしましたけれども、区と受注者との対等な関係ですとか適正な労働条件の確保、また区内事業者の受注機会の確保、さらには区の施策の推進に寄与する事業者を適正に評価していくというようなことで、基本方針を掲げております。まさに、その公共調達の内実というものを区の内部でも、今、いろいろと議論しているところでもございまして、今日の審議会委員の方々のご議論を聞いていて、やはり、この公共調達の関係は、区が区だけで考えていくということではなくて、やはり労使双方、また学識の方々を含めて、それぞれ客観的なお立場から調達にご議論いただく中で区の進むべき方向を定めていくということだろうというふうに改めて考えております。国においても政労使会議というようなものが行われたと聞いておりますが、区の公共調達に関しましても、この公契約審議会は労働報酬下限額のことを中心にご議論いただいているというところではありますけれども、先ほどもございました長期継続契約の話も含めて、皆さんからご意見をいただける貴重な機会だというふうに感じたところでもございます。

いずれにしても、今年度、お忙しい中、時間を取っていただき、また、次年度に向けて、我々も宿題を頂きましたので、しっかりと議論してまいりたいと思いますので、ご協力のほど、引き続きよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

島田会長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、今年度、皆様のご協力に、無事、審議が終了することがで

きました。私からも、委員の皆様、事務局の皆様にお礼を申し上げます。

大分早いですが、皆様、どうぞ、よいお年をお迎えください。